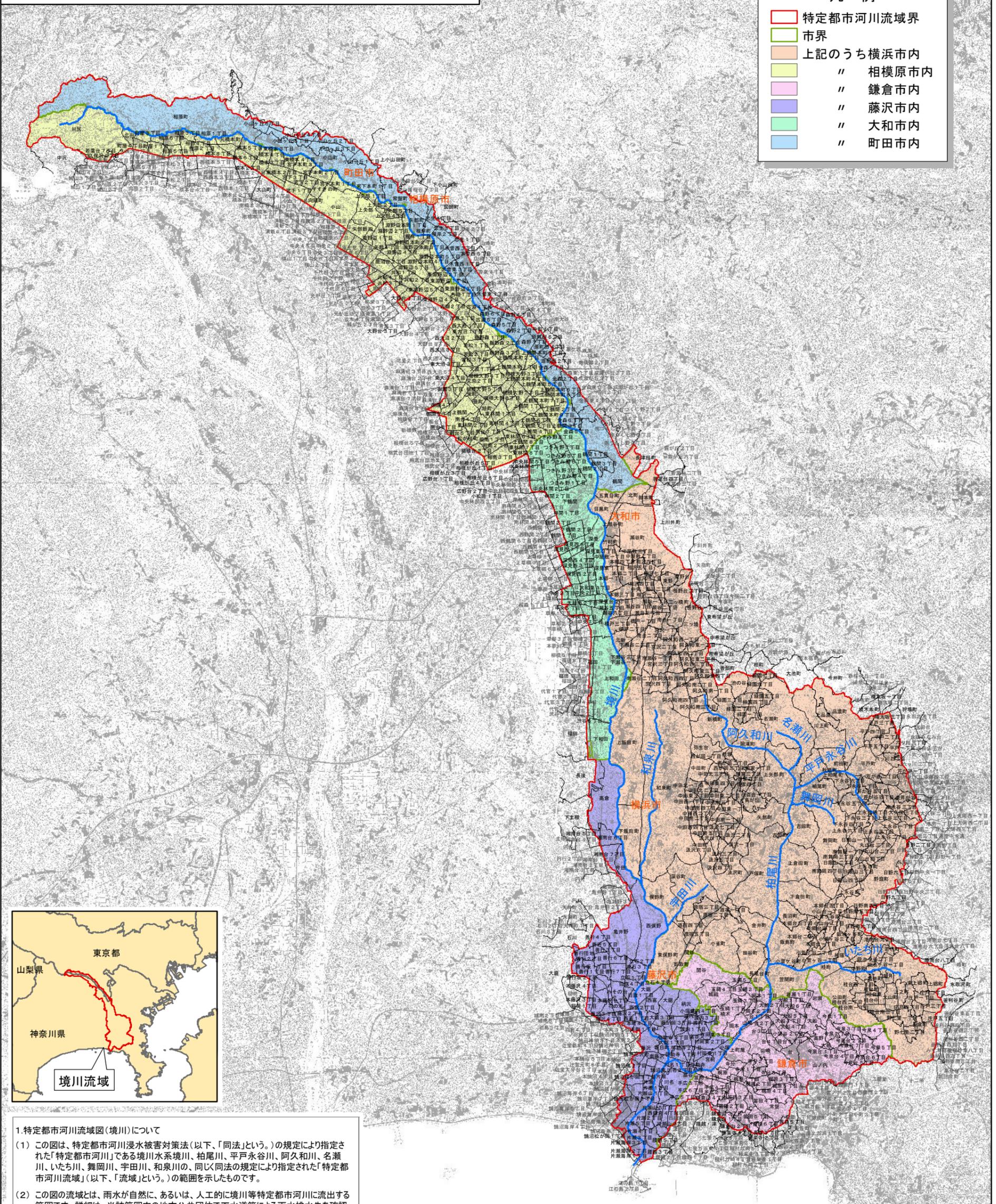


特定都市河川流域図(境川)

凡例

- 特定都市河川流域界
- 市界
- 上記のうち横浜市内
- " 相模原市内
- " 鎌倉市内
- " 藤沢市内
- " 大和市内
- " 町田市内



1. 特定都市河川流域図(境川)について
- (1) この図は、特定都市河川洪水被害対策法(以下、「同法」という。)の規定により指定された「特定都市河川」である境川水系境川、柏尾川、平戸永谷川、阿久和川、名瀬川、いたち川、舞岡川、宇田川、和泉川の、同じ同法の規定により指定された「特定都市河川流域」(以下、「流域」という。)の範囲を示したものです。
 - (2) この図の流域とは、雨水が自然に、あるいは、人工的に境川等特定都市河川に流出する範囲です。詳細は、当該範囲内の地方公共団体で下水道等による雨水排水先を確認することで判断が可能です。
 - (3) この図中に記載の市名等は、平成26年2月現在の住居表示によるものです。また、流域内に含まれる市名等は黒色表示されています。
2. 基本事項等
- | | |
|--------------|---|
| (1) 指定権者 | 神奈川県知事・東京都知事 |
| (2) 施行年月日 | 平成26年6月1日 |
| (3) 告示番号 | 神奈川県告示第75号及び東京都告示第127号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 特定都市河川洪水被害対策法(平成15年法律第77号)第3条第5項 |
| (5) 対象となる市町村 | 東京都町田市の一部地域 神奈川県横浜市、相模原市、鎌倉市、藤沢市及び大和市の一部地域 |

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平26情復、第120号)」

